



県章

三重県公報

昭和61年9月16日 火曜日 第11516号

目次

告 示	
○ 海岸保全区域の指定	(港 湾 課) 1
○ 計量器定期検査の実施	(計量検定所) 5
公安委員会	
○ 遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨	(公安委員会) 6
海調委告示	
○ 漁業法第11条第4項の規定による公聴会の開催	(海区漁業調 整委員会) 6
訓 令	
○ 三重県職員事故事務取扱規程の一部を改正する訓令	(人 事 課) 7
公 告	
○ 農業振興地域の区域変更	(農 政 課) 7
○ 土地改良区定款変更の認可	(耕 地 課) 8
○ 土地改良事業計画を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(同) 8
○ 同件	(同) 8
○ 同件	(同) 9
○ 森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項の公表	(林 業 課) 9
○ 都市計画の変更案の縦覧	(都市計画課) 10



三重県告示第448号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、海岸保全区域の指定(昭和38年12月20日三重県告示第725号)中、三

三重県熊野灘沿岸鳥羽港海岸の区域に係る海岸保全区域の指定は、廃止する。

昭和61年9月16日

三重県知事 田川亮三

1 海岸の名称

三重県熊野灘沿岸鳥羽港海岸小浜地区海岸・主水山地区海岸・岩崎地区海岸・中之郷地区海岸・赤崎地区海岸・安楽島地区海岸・坂手地区海岸

2 指定地区

基点1から基点31まで順次結んだ線及び基点31から補助点126、125、124、123、122、121、120、119、118、117、116、115、114、113、112、111、110、109、108、107、106、105、104、103、102、101、基点1を順次結んだ線により囲まれた区域、基点32から基点41まで順次結んだ線及び基点41から補助点132、131、130、129、128、127、基点32を順次結んだ線により囲まれた区域並びに基点42から基点50まで順次結んだ線及び基点50から補助点140、139、138、137、136、135、134、133、基点42を順次結んだ線により囲まれた区域

3 原点、基点及び補助点の表示(角度は、真北方位とする。)

原点A 鳥羽市鳥羽佐田浜防波堤灯台中央(東経34°29'17.03"、北緯136°51'52.02")

原点B 鳥羽市坂手町字尾ヶ崎369番地(送電線鉄塔基礎中央)

基点の表示

基点番号	基準の位置	角 度		距 離
		度	分	
1	原点Aから	299.10	m	838.00
2	基点1から	239.00		172.00
3	" 2 "	211.40		230.00
4	" 3 "	182.00		152.00
5	" 4 "	122.35		249.00
6	" 5 "	150.00		95.00
7	" 6 "	136.30		96.00
8	" 7 "	99.40		42.00
9	" 8 "	39.05		114.00
10	" 9 "	30.30		87.00
11	" 10 "	40.50		154.00

12	" 11から	355.05	123.00
13	" 12 "	49.30	67.00
14	" 13 "	111.30	120.00
15	" 14 "	172.15	82.00
16	" 15 "	230.40	136.00
17	" 16 "	163.20	45.00
18	" 17 "	111.40	52.00
19	" 18 "	209.15	132.00
20	" 19 "	114.45	84.00
21	" 20 "	188.00	96.00
22	" 21 "	74.00	312.00
23	" 22 "	167.55	89.00
24	" 23 "	193.40	166.00
25	" 24 "	156.50	158.00
26	" 25 "	197.30	261.00
27	" 26 "	138.00	348.00
28	" 27 "	193.00	152.00
29	" 28 "	253.20	83.00
30	" 29 "	183.25	532.00
31	" 30 "	153.00	260.00
32	" 33 "	152.20	144.00
33	" 34 "	192.00	93.00
34	" 35 "	141.30	62.00
35	" 36 "	187.30	133.00
36	" 37 "	231.00	76.00
37	" 38 "	183.30	160.00
38	" 39 "	273.00	193.00
39	" 40 "	307.30	208.00
40	" 41 "	274.50	450.00
41	原点Bから	159.50	654.00

42	" "	194.30	50.00
43	基点42から	305.35	28.00
44	" 43 "	289.00	44.00
45	" 44 "	336.40	48.00
46	" 45 "	320.00	171.00
47	" 46 "	327.30	346.00
48	" 47 "	296.00	73.00
49	" 48 "	354.55	59.00
50	" 49 "	96.10	70.00

補助点の表示

補助点番号	基準の位置	角 度		距 離
		度	分	
101	基点1から	6.00		m 49.00
102	" 1 "	116.20		36.00
103	" 2 "	168.40		136.00
104	" 3 "	104.30		83.00
105	" 4 "	79.05		98.00
106	" 5 "	26.10		60.00
107	" 7 "	1.00		70.00
108	" 10 "	299.00		77.00
109	" 10 "	325.20		194.00
110	" 11 "	312.10		128.00
111	" 13 "	336.00		74.00
112	" 14 "	45.15		73.00
113	" 15 "	90.40		65.00
114	" 16 "	100.05		75.00
115	" 18 "	108.40		75.00
116	" 18 "	108.40		120.00
117	" 22 "	6.30		182.00

118	" 23 "	96.45	66.00
119	" 24 "	99.20	75.00
120	" 25 "	115.30	68.00
121	" 26 "	68.00	75.00
122	" 27 "	92.30	65.00
123	" 28 "	127.15	76.00
124	" 29 "	149.00	67.00
125	" 30 "	29.15	50.00
126	" 31 "	73.45	47.00
127	" 32 "	202.30	47.00
128	" 33 "	278.30	76.00
129	" 35 "	321.30	115.00
130	" 38 "	327.50	93.00
131	" 39 "	344.50	100.00
132	" 41 "	336.20	50.00
133	" 42 "	157.30	90.00
134	" 42 "	227.20	95.00
135	" 46 "	229.45	114.00
136	" 46 "	254.20	90.00
137	" 47 "	187.25	83.00
138	" 48 "	249.30	82.00
139	" 49 "	297.40	64.00
140	" 50 "	327.20	79.00

この指定区域を示す図面は、三重県土木部港湾課及び三重県南勢志摩県民局志摩土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

三重県告示第449号

計量法（昭和26年法律第207号）第139条第1項の規定により、伊勢市において、次のとおり計量器の定期検査を実施する。

昭和61年9月16日

三重県知事 田 川 亮 三

施行年月日	受付時間	検査場所
昭和61年10月21日	午前10時から午後3時まで	サンライフ伊勢
10月22日	午前10時から午前11時30分まで	有緝小学校
"	午後1時30分から午後3時まで	岩戸屋株式会社五鈴館駐車場
10月23日	午前10時から午前11時30分まで	伊勢市農業協同組合浜郷支所
"	午後1時30分から午後3時まで	伊勢市農業協同組合四郷支所
10月24日	午前10時から午前11時30分まで	伊勢市役所北浜支所
"	午後1時30分から午後3時まで	伊勢市役所豊浜支所
10月27日	午前10時から午前11時30分まで	伊勢市役所大湊支所
"	午後1時30分から午後3時まで	神社小学校
10月28日	午前10時から午前11時30分まで	伊勢市役所城田支所
"	午後1時30分から午後3時まで	伊勢市役所沼木支所
10月29日	午前10時から午後3時まで	伊勢市役所
10月30日	"	"
10月31日	"	"

公安委告示

三重県公安委員会告示第47号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機の型式は、同条第3項の規定に基づく遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している。

昭和61年9月16日

三重県公安委員会委員長 宇治土公 貞幹

遊技機の型式	製造業者の氏名又は名称	検定年月日	検定番号
ビッグシューター	平和工業株式会社	昭和61年9月16日	610166
バスケットボール	平和工業株式会社	昭和61年9月16日	610205
ジャングル	平和工業株式会社	昭和61年9月16日	630184

漁業委告示

三重海区漁業調整委員会告示第10号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、漁業権の免許内容等の事前決定について、次のとおり公聴会を開催する。

昭和61年9月16日

三重海区漁業調整委員会会長 河村 楠 司

- 1 日 時 昭和61年9月24日（水）午前11時30分から
- 2 場 所 三重県庁内漁業調整委員会室（7階）
- 3 目的及び内容 次の海面における区画漁業権の免許内容の事前決定について、利害関係を有する者から意見を聴取する。

漁業の名称	漁場計画を樹立する海域
定置漁業	御浜町阿田和地先海面
真珠養殖業	南勢町宿浦、南島町奈屋浦、紀伊長島町道瀬並びに海山町白浦及び矢口地先海面

訓 令

三重県訓令第12号

庁 中 一 般
出 先 機 関

三重県職員事故事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和61年9月16日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県職員事故事務取扱規程の一部を改正する訓令

三重県職員事故事務取扱規程（昭和40年三重県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「他人の財産」を「他人の財産（職員が自家用自動車を使用して出張することを承認された場合の当該自動車を含む。）」に改める。

第7条に次の1号を加える。

(4) その他事故の処理に関し必要な事項

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規程により、次の農業振興地域の区域を変更する。

昭和61年9月16日

三重県知事 田川亮三

1 農業振興地域

玉城地域(玉城町)及び伊勢地域(伊勢市)

2 農業振興地域の区域

別図の緑色で着色した部分に該当する土地の区域

「別図」は、省略し、三重県農林水産部農政課及び三重県南勢志摩県民局伊勢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、短野・下三谷土地改良区(名張市短野字千代野251)の定款変更を昭和61年9月8日認可した。

昭和61年9月16日

三重県知事 田川亮三

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、鈴鹿市営土地改良事業(団体営農道整備事業柳・上箕田地区)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年9月16日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

(1) 土地改良事業計画書の写し

(2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和61年9月16日から同年10月6日まで

3 縦覧の場所

鈴鹿市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、鈴鹿市営土地改良事業(団体営農道整備事業算所・三日市地区)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年9月16日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧の供する書類の名称

(1) 土地改良事業計画書の写し

(2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和61年9月16日から同年10月6日まで

3 縦覧の場所

鈴鹿市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、名張市営土地改良事業(団体営かんがい排水事業滝の原地区農業用排水路)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年9月16日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

(1) 土地改良事業計画書の写し

(2) 条例の写し

2 縦覧の期間

昭和61年9月16日から同年10月6日まで

3 縦覧の場所

名張市役所

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定に基づく同法第3条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のように公表する。

昭和61年9月16日

三重県知事 田川亮三

1 区域及び期間

(1) 区域

員弁郡藤原町一円、員弁郡北勢町一円、員弁郡員弁町一円、三重郡菰野町一円、鈴鹿郡関町一円、桑名郡多度町一円、一志郡白山町一円、一志郡嬭野町一円、多気郡明和町一円、多気郡勢和村一円、多気郡大台町一円、伊勢市一円、鳥羽市一円、度会郡玉城町一円、度会郡南勢町一円、度会郡大宮町一円、度会郡紀勢町一円、度会郡二見町一円、度会郡度会町一円、度会郡南島町一円、志摩郡磯部町一円、志摩郡阿児町一円、志摩郡大王町一円、志摩郡志摩町一円、志摩郡浜島町一円、上野市一円、名張市一円、阿山郡阿山町一円、北牟婁郡紀伊長島町一円及び北牟婁郡海山町一円

(2) 期間

昭和61年10月1日から昭和62年3月20日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害の付着している樹木を所有し又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布すること。

4 その他必要な事項

- (1) 知事は、3に掲げる措置を命ずるときには、命令書を交付する。
- (2) 3に掲げる措置を行う場合は、樹木の所在する地域を管轄する市町村長又は県民局農林（水産）事務所に届け出て、その指示に従うこと。
- (3) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、命令書に定める期間が経過した日から10日以内に3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長又は県民局農林（水産）事務所に別に定める届出書を提出しなければならない。
- (4) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を命令書に定める期間が経過した日から10日以内に3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長又は県民局農林（水産）事務所に提出するものとし、その提出があつたときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が命令書に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により亀山都市計画用途地域を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり当該都市計画の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、三重県知事に意見書を提出することができる。

昭和61年9月16日

三重県知事 田 川 亮 三

1 都市計画を変更する土地の区域

亀山都市計画区域

都市計画図書において表示する。

2 縦覧場所

三重県土木部都市計画課、亀山市建設課及び関町建設課

“献血は人と人をつなぐ愛のかけ橋”

献血に御協力下さい

毎週火、金曜日発行

購読料（送料共）1箇月 2,200円

1箇年 26,400円

昭和61年9月16日印刷発行

津市広明町13番地

三重県

印刷 三重県総務部学事文書課